

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)

重要事項説明書及び同意書

承認	川村 美紀子
作成	藤田 祥子

(介護予防) 通所リハビリテーション
重要事項説明書及び同意書

この重要事項説明書及び同意書は利用者が介護保険のサービスを受けられるに際し、あらかじめ利用者及びそのご家族に対し、サービス提供事業所の概要や職員体制等、重要事項を記載したものです。利用者にこの文書を交付して説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

1. 当事業所の概要

事業所名	医療法人ハートフル アマノ病院		
所在地	〒738-0033 広島県廿日市市串戸5丁目1番35号		
事業所番号	3412711545号		
管理者及び連絡先	管理者名	西川 公一郎	TEL：0829-30-0100
管理者代行及び 通所リハビリ責任者 相談窓口	介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション 川村 美紀子 対応時間 8：30～17：30		

2. 営業日及び営業時間

月・火・水・木・金・土曜日（祝日を除く） 8：30～17：30

※ただし原則お盆期間（8/14～8/15）、年末年始（12/31～1/3）は「休業」の扱いとなります。

変更がある場合は当該変更内容について前月中に利用者またはご家族にご案内いたします。

3. 職員体制

(1) 管理者

病院長 常勤1名

(2) 単位1（デイホスピタル）

職 種	人 員	業務内容
医師	常勤1名以上	診療業務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	非常勤2名以上 非常勤1名以上 非常勤1名以上	担当者会議参加 契約書等の書類説明・管理 計画書作成 運動機能評価 日常生活活動評価 居宅訪問 リハビリ
管理栄養士	非常勤1名以上	栄養ケア 栄養評価 栄養ケア計画書作成・説明
介護職	非常勤1名以上	受付 物理療法 介護業務等

(3) 単位2（デイケアセンター）

職 種	人 員	業務内容
医師	常勤1名以上	診療業務
理学療法士 言語聴覚士	非常勤2名以上 非常勤1名以上	担当者会議参加 契約書等の書類説明・管理 計画書作成 運動機能評価 日常生活活動評価 居宅訪問 リハビリ
管理栄養士	非常勤1名以上	栄養ケア 栄養評価 栄養ケア計画書作成・説明
介護職	非常勤1名以上	受付 物理療法 介護業務等

4. サービスの内容

- (1) 介護保険でのリハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」など生活機能の機能維持、向上をはかるものとされています。

当事業所では、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士がおひとりおひとりの評価・計画・指導を行い、自立生活に向けて支援していきます。

- (2) サービス提供にあたっては「介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション計画書」に沿って計画的に提供します。

- (3) 利用日の開始時に、健康チェックを実施します。

- (4) 送迎について

- ① 送迎の実施地域 廿日市市(吉和・宮島を除く) 広島市佐伯区(湯来を除く)
- ② 当事業所が行う送迎以外の手段(歩き、タクシー等)による来所・帰宅途中の事故に関して責任を負うことはできません。
- ③ 改正道路交通法に伴い、乗車中のシートベルト着用を義務付けています。
- ④ 送迎時間は諸事情により変更します。
- ⑤ 決められた場所以外、送り迎えは出来ません。又、途中での降車もできません。
- ⑥ サービス提供内に早退される場合、現状では当事業所の車両での送り迎えはできませんので、御了承下さい。
- ⑦ お迎えに行った際に明らかに準備ができていなかった場合は、ご家族送迎にさせていただくか、欠席の対応となります。

- ⑧ 来院手段および対応方法(該当する項目に☑を記載)

《 お送り・迎え先 》

☐ 自宅

☐ その他()

《 お送り・迎えの手段について 》

☐ 当事業所での (☐ お送り ☐ お迎え)

☐ ご自分で、またはご家族による (☐ お送り ☐ お迎え)

(当事業所が送迎を行わない場合、片道47円の減算となります(要介護のみ))

《 鍵の持参 》

☐ あり 管理方法() ☐ なし

《 送り時ご家族不在時の対応方法 》

☐ ご本人をお連れして事業所へ戻る。この場合、ご家族に事業所までお迎えに来ていただくことになります。(事前に必ずご家族に連絡を致します。)

☐ 鍵を開けて中へ入っていただく。(常時ご家族不在の方も準ずる)

☐ ご家族不在時のみ鍵を持参し、鍵を開けて中へ入っていただく。

☐ その他

5. サービス提供記録等

- (1) 事業者は一定期間毎にサービスの提供の状況、目標の達成状況等に関する記録を作成して利用者に説明の上確認を受けます。
- (2) 利用者のサービス提供記録開示希望に応じます。

6. 利用者負担金

- (1) 保険給付の自己負担額は、別に定める「利用料・料金表」の通りとなります。
- (2) その他利用料として連絡ファイル代、日用品費等の利用料は、別に定める「利用料・料金表」の通りとなります。
- (3) 関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。

*申請前、申請中の時点からご利用になった場合は、10割を本人負担していただき、自己負担割合に応じて後で市町へ給付分の請求をするようになります。ただし、介護認定がおりない場合は、10割本人負担となりますので、認定後からのご利用をおすすめします。

7. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかにご連絡ください。

連絡先（電話）：

- ☐ 0829-30-0231 デイホスピタル（アマノ病院内）
☐ 0829-31-5218 デイケアセンター（あまのクリニック内）

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)
- (3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いください。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	やむを得ない事情がある場合は無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	同上

8. 支払い方法

翌月10日以降に請求書をお渡しします。

- (1) 窓口支払の場合

ご利用日に当院受付でお支払いください。代金と引き換えに領収書をお渡しします。

- (2) 口座振替の場合

引き落とし日は毎月翌々月の26日頃となります。

注意事項

- ①口座引き落としの開始までには、約1ヵ月半から2ヵ月程度時間を要します。
- ②毎月26日頃の口座引き落としとなりますが、当方で入金を確認できた後とさせて頂くため、引き落としより7日から9日後になります。
- ③通帳に記載される引き落としの印字は「利用料（リヨウリョウ）」となります。

9. 事故発生時等の対応

(1) 指定基準上の対応

- ・賠償すべき事故が発生した場合、又は損害賠償を行うこととなった場合
 - ・利用者の財物を毀損、若しくは滅失したため、利用者等との間に紛争が起こった場合
- 上記の事柄が発生した際には、速やかに措置を講じ、市町へ連絡します。

(2) 緊急連絡表に沿って、ご家族並びに、必要であれば主治医の方に連絡させていただきます。

①利用中に病状の変化や事故が発生した場合、緊急連絡表に沿って対応いたしますが、緊急の場合は、当事業所の併設医療機関で対応します。

②病状の急変や事故等により、生命に危険が及んだ場合、最善は尽くさせていただきますが、万が一ご期待に添えない状況が起こり得る事もご了承ください。

(3) 当日の健康状態で、リハビリを中止させていただく事もありますのでご了承ください。

10. 非常災害時の対策

(1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(2) 管理者は非常災害に関するマニュアル、関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知します。

(3) 非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の必要な災害防止対策について担当者を定め、対処する体制を整えます

①非常災害時教育及び基本訓練（消火・通報・避難、関係機関との連携）・・・年1回以上

②利用者を含めた総合訓練 年1回

③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時

(4) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 事業所は、利用者及びその後見人又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(2) 事業者が得た利用者及びその後見人又は家族の個人情報については、サービス提供以外の目的では原則使用しないものとします。

1 2. 感染症対策の強化

- (1) 感染症対策委員会の開催（半年に1回以上）
- (2) 感染症対策の指針の整備、研修の実施（年1回以上）
- (3) 感染症予防に向けた訓練の実施（年1回以上）

1 3. 虐待防止

- (1) 高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止（身体的拘束等の適正化含む）に関する下記の措置を講じます。
 - ① 高齢者虐待防止のための指針の整備
 - ② 虐待防止委員会の開催（年1回以上）
 - ③ 虐待防止研修の実施（年1回以上）
 - ④ 専任担当者の配置 虐待防止に関する担当者：委員長 西川公一郎
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに、これを市町、地域包括支援センター等に通報を行います。

1 4. 身体的拘束等の適正化

原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、切迫性、非代替性、一時性の要件をすべて満たすときは、利用者本人及びご家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

1 5. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組の状況	あり	実施日	1回/年（6月）
		結果の開示	あり
第三者による評価の実施状況	なし		

1 6. 苦情の対応について

- (1) 下記の窓口で苦情を対応しています

窓口) 〒738-0033 広島県廿日市市串戸5丁目1-35 電話: 0829-30-0231

担当: 川村 美紀子

対応日時) 月・火・水・木・金・土曜日 8:30~17:30

※日祝日及びお盆期間・年末年始(8/14~15、12/31~1/3)は除く

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

廿日市市役所 高齢介護課 高齢介護係	所在地 〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号 電話 0829-30-9155 受付時間：8：30～17：15（月曜日～金曜日） ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12／29・30・31、 1／1・2・3を除く。
広島県国民健康保険団体連 合会(国保連)（苦情処理）	所在地 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話：082-554-0783 受付時間：8：30～17：15（月曜日～金曜日） ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12／29・30・31、 1／1・2・3を除く。

(3) 苦情の処理は以下の手順で行います。

- ①窓口にて苦情を受付・記録
- ②管理者等が内容を確認し対応方法を検討
- ③必要に応じて関係職員へ周知・改善策を実施
- ④結果を利用者等へ報告

17. その他

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは遠慮させていただきます。
- (2) 利用中の外出はご遠慮ください。
- (3) 他の部署への移動を希望される場合は必ず職員に声をかけてください。
- (4) 衛生管理上、飲食物の持ちこみはご遠慮ください。
万が一飲食され健康を害されても責任を負う事はできません。
- (5) リハビリスタッフの居宅訪問について
利用開始から1ヶ月以内及び必要時に自宅を訪問させていただきます。
- (6) 当事業所では学生等の臨床実習・見学実習の受け入れをしています。実習の対象となられる場合は、
その際に個別にご説明をさせていただきます。

私は本書面についての説明を受けました。この説明を理解し、同意いたします。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____

(御家族) (続柄 _____)

住所 _____

氏名 _____

以上、利用者に対して本書面に基づいて説明をし、同意を得ました。

説明日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (説明者) 職名 _____

氏名 _____

(事業所) 〒738-0033

所在地： 広島県廿日市市串戸五丁目1-35

事業者名： 医療法人ハートフル アマノ病院

西川 公一郎

版数	改定年月日	改定内容	承認	作成
1.0	2025/09/04	新規作成（事業所番号記載なし）	川村	藤田
1.1	2025/09/29	事業所番号記載	川村	藤田